

2018年10月12日

『万物調和六章経』に係る訴訟 控訴審でも全面勝訴！

宗教法人「生長の家」

当法人発行の『万物調和六章経』に「大調和の神示」を掲げたことに係る訴訟の控訴審判決の言い渡しが2018年10月9日、知的財産高等裁判所で行われ、控訴人（公益財団法人生長の家社会事業団等）の請求はすべて棄却され、当法人（被控訴人）の全面勝訴となり、『万物調和六章経』はお守りを含め、従来通り巻頭に「大調和の神示」を掲げて複製・頒布されることになりました。ここに謹んで報告させていただきます。

当法人では2015年6月25日、巻頭に「大調和の神示」を掲げ、生長の家総裁・谷口雅宣先生著『日々の祈り』、生長の家創始者・谷口雅春先生著『真理の吟唱』からそれぞれ3つの祈りを精選した『万物調和六章経』を発行しました。また、同経はお守りとして授与されています。

そうしたところ、公益財団法人生長の家社会事業団（以下「社会事業団」という）等が「大調和の神示」の著作権は社会事業団に帰属し、『万物調和六章経』に「大調和の神示」を無断で掲載したのは著作権および出版権を侵害するものであるとして、『万物調和六章経』から「大調和の神示」を削除すること等を求める訴訟を東京地方裁判所に提起していました。

2017年12月2日付のニュースリリースで詳報したとおり、この訴訟について東京地方裁判所は、2017年11月29日の判決で原告社会事業団等の請求をすべて棄却し、当法人の全面勝訴となり、社会事業団等が知財高裁に控訴していました。

以上